

作成年月日	平成 25 年 6 月 24 日
作成課	県土整備部住宅建築局建築指導課 住宅政策課

淡路島を震源とする地震により被害を受けた住宅の 耐震化補助制度の拡充及び老朽危険空き家対策について

淡路島を震源とする今回の地震により被害を受けた住宅を対象として、住宅復旧にあわせて行う建物の耐震化を促進し、新たな災害に備えるために、住宅耐震化制度の補助対象を拡充するとともに、被害を受けた老朽危険空き家の除却支援事業を実施する。

1 わが家の耐震改修促進事業の拡充

大地震に際して避難時間を確保し、少なくとも人命を保護するために「瞬時に倒壊しない」程度の改修工事（耐震性能改善工事）を新たに対象とし、県民が活用しやすいように段階的な耐震化を可能とする補助制度を追加する。

(1) 住宅耐震改修計画策定費補助（従前どおり）

対象となる費用 昭和 56 年 5 月以前に着工し、耐震診断で安全性が低いと診断された住宅の耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

補助率等 補助率 2/3、補助限度額 20 万円

(2) 簡易な住宅耐震改修（耐震性能改善工事）に対する工事費補助（追加）

対象住宅 今回の地震により被災した昭和 56 年 5 月以前着工の木造戸建住宅で、耐震診断で評点 0.7 未満と診断されたもの

評点の目標 0.7 以上 1.0 未満（既存制度は 1.0 以上）

補助対象限度額 120 万円

補助限度額等 一部損壊（損害割合 10%以上）以上の場合： 60 万円（補助率 1/2）

一部損壊（損害割合 10%未満）の場合： 40 万円（補助率 1/3）

受付期間 平成 25 年 7 月 1 日から（今年度中に工事が完了するもの）

既存制度との比較

	耐震性能改善工事費補助	（参考）既存制度
対象住宅	評点 0.7 未満の木造戸建	評点 1.0 未満の木造戸建
評点の目標	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上
補助対象限度額	120 万円	240 万円 [280 万円]
補助限度額等	《一部損壊(損害割合 10%以上)以上》 60 万円 (補助率 1/2) 《一部損壊 (損害割合 10%未満) 》 40 万円 (補助率 1/3)	《一部損壊(損害割合 10%以上)以上》 120 万円 [140 万円] (補助率 1/2) 《上記以外》 80 万円 [93.3 万円] (補助率 1/3)

[] 書きは評点 0.7 未満の木造戸建の場合

「評点」は、耐震診断において建物の耐震性を評価するもので、

・1.0 以上であれば大地震時において「一応倒壊しない」

・0.7 以上 1.0 未満であれば「倒壊する可能性がある」が瞬時に倒壊しない

2 老朽危険空き家の除却支援事業の実施

被災した空き家のうち、倒壊等のおそれがあり周辺の安全確保上問題が大きい老朽危険空き家にあつてはその適正管理が望みにくく、早急に除却する必要性が高いことから、国補助事業を活用して、これを除却する場合に費用の一部を支援する。

(1) 対象住宅

対象住宅は、下記すべての要件を満たすものとする。

今回の地震により被災した空き家（一部損壊以上）であるもの。

倒壊等により前面道路や近隣など周辺に危険が及ぶ恐れがあり、市が条例・要綱に基づき指導、助言を行っている空き家。

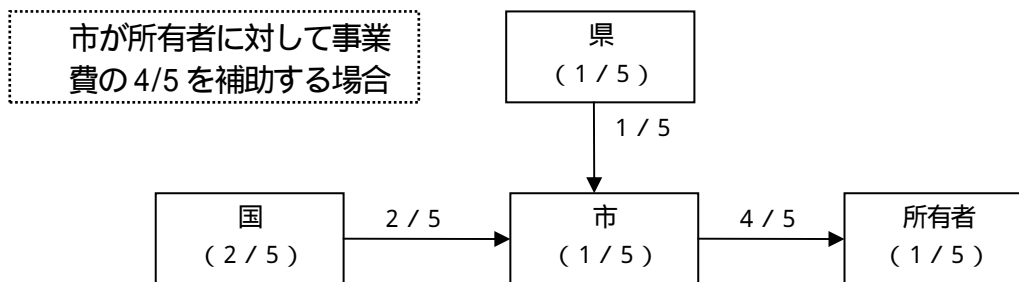
除却に際して、市が街並み景観等良好な住環境の観点から支障がないと判断したもの。

市が国補助事業（空き家再生等推進事業 除却事業タイプ）を活用するもの。

(2) 補助形態 県から市への補助（市が所有者に対して実施する補助への支援）

(3) 補助対象限度額 200万円

(4) 県補助率 全体事業費の1/5かつ市が補助する額の1/4を上限



(5) 県補助限度額 40万円

(6) 受付期間 市の補助制度の開始時点から（今年度中に工事が完了するもの）

（参考）空き家再生等推進事業 除却事業タイプ [国補助事業]

対象施設： 不良住宅（住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの）

その他の空き家住宅（跡地が地域活性化のために供されるもの）

補助率：原則、国費2/5、地方公共団体2/5、所有者1/5

（問い合わせ先）

住宅の耐震化補助制度の拡充について：建築指導課防災耐震係 TEL 078-362-4340

老朽危険空き家住宅の除却について：住宅政策課住宅総合計画係 TEL 078-362-3581